

たかやま労基署だより(R2.11) 高山労働基準監督署

令和2年の労働災害発生状況について(10月末現在)

主要産業の死傷者数

注1) カッコ内は死亡者数
注2) 死傷者数は休業4日以上のもの

	令和2年		平成31 (令和元) 年		平成30年 (参考)		対前年比 増減数		対前年比 死傷者数 増減率
	数	(死亡者数)	数	(死亡者数)	数	(死亡者数)	数	(死亡者数)	%
全産業	103	(2)	117	(4)	148	(4)	-14	(2)	-12.0%
製造業	28		26		37	(1)	2		7.7%
建設業	20	(1)	23		26	(1)	-3	(1)	-13.0%
運送業	5		6		12		-1		-16.7%
林業	7	(1)	11		20		-4	(1)	-36.4%
小売業	8		14		10	(1)	-6		-42.9%
社福祉	4		9		9		-5		-55.6%
旅館業	7		9		9		-2		-22.2%
その他	24		19		25	(1)	5		26.3%

令和2年度 STOP!冬季労働災害プロジェクト

凍結による転倒など、積雪・凍結・寒冷に起因した冬季(12月1日～翌3月31日)特有の労働災害を防止するため、本年も本プロジェクトを実施します。

実施期間

令和2年12月1日 ~ 令和3年3月31日

重点事項

- 1 転倒災害防止対策
- 2 墜落・転落災害防止対策
- 3 交通事故防止対策
- 4 重機による災害防止対策
- 5 一酸化炭素中毒災害防止対策



11月の月間・キャンペーンのお知らせ

1 過労死等防止啓発月間

(1) 毎年11月は、「過労死等防止啓発月間」です。過重労働による健康障害等の防止のために労働時間を適正に把握し、次の措置を講じてください。

- ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。
- ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

(2) 厚生労働省では同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、次の取組を行います。

① 労使の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

② 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、離職率が極端に高い事業場等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

③ 「過重労働解消のためのセミナー」の開催

企業における自主的な過重労働防止対策の推進にむけて、事業主や人事労務担当者などを対象として、11/4～12/25にオンラインでセミナーを開催します。

2 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組みが、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引にあたり、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること

働き方改革関連法講習会のお知らせ

高山労働基準監督署では、働き方改革関連法講習会の開催を予定しています。

- ・ タクシー業向け…12/11
- ・ 一般的業種向け…1/15,2/19

1月頃にはトラック業向け、建設業向けの講習会もそれぞれ予定しています。